

滋賀県学校法人等の寄附行為の認可に関する審査基準

平成 6年10月1日施行

平成 16年11月1日改正

平成 22年 8月1日改正

平成 27年3月20日改正

滋賀県知事が私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校および各種学校ならびに幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）を設置する学校法人および準学校法人（以下「学校法人等」という。）の寄附行為の認可を行う場合は、関係法令のほか、この基準により審査する。

1 設置する学校等の校地、校舎、施設および設備

- (1) 校地、校舎、施設および設備は、原則として負担附（担保に供されている等）または借用のものでないこと。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- (2) 校地、校舎、施設および設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、当該学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- (3) 設置経費の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において設置経費に相当する額が収納されていること。
- ア 国・地方公共団体からの補助金であって交付等が確実であるものは、設置経費の財源として算入しても差し支えないものとする。
- イ 株式会社等法人または個人の寄附金にあっては、当該寄附の事実が確認しうる場合のみ、設置経費の財源として算入しても差し支えないものとする。
- ウ 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。
- エ 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては、設置経費の財源に算入しないものとする。
- (4) 校舎、施設および設備は、開設時までに整備されると認められること。

2 経営に必要な財産

- (1) 学校等の経常経費は、当該学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- (2) 学校等の開設年度における経常経費の2／3以上に相当する額の寄附金が原則として申請時に収納されていること。この場合において、1の(3)を準用すること。
- (3) 開設年度から少なくとも3年間の学校等の運営に係る予算について、適正な計画を立

てており、かつ、授業料、入学料等の経常的収入その他学校法人等の負債とならない収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

3 役員等

- (1) 理事および監事は、学校法人等の管理運営に必要な知識または経験を有し、職務を十分に果たし得る者であるとともに、学校法人等の理事および監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (2) 理事および監事は、他の学校法人の理事または監事を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人等の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。